許可番号 ０８８２０　１８０４９０

産業廃棄物処分業許可証

住　所　熊本県宇城市小川町南小野１２１３番地１

氏　名　株式会社前﨑産業

代表取締役　前﨑　国男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する

大分市長　　足立　信也

許 可 の 年 月 日　　令和　６年　８月　８日

許可の有効年月日　　令和１１年　８月　７日

１．事業の範囲　　（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。））

事業の区分

中間処理（破砕）

産業廃棄物の種類

がれき類
（以上１種類。ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

２．事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

施設の種類：破砕施設（移動式）
保管場所　：熊本県宇城市豊野町山崎字小山４８９番、５３１番２
設置年月日：令和６年７月１８日
処理能力　：６８０ｔ／日（８時間／日）
許可年月日：令和６年６月１２日
許可番号　：大分市指令第１００７号
種　類　　：がれき類

３．許可の条件

移動式破砕施設を使用する場合、産業廃棄物を排出する現場内に限る。

４．許可の更新又は変更の状況

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無

なし